

配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ
報告書素案
(中間報告)

D V 対策の抜本的強化に向けて（仮題）

注：本報告書素案は、中間報告であり、「第2 配偶者暴力防止法の見直しに係る主な論点」中＜対応案＞とあるのは、最終報告に向けた検討の方向性を示したものである。今後の議論を踏まえ、「第3 配偶者等からの暴力被害の発生から通報・保護命令・生活再建支援に至るまでの暴力防止・被害者保護の抜本的強化」において具体的な成案を整理する。

令和 年 月

女性に対する暴力に関する専門調査会
配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ

目 次

第1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護の抜本的強化に向けた検討の背景・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2 ワーキング・グループにおける議論の状況・・・・・・・・	○
1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を巡る現状と抜本的強化の必要性	
2 配偶者暴力防止法の見直しに係る主な論点	
（1）通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大について・・・・・・・・	○
（2）通報や保護命令の在り方について・・・・・・・・	○
（3）加害者更生のための指導及び支援の在り方について・・	○
（4）DV対応と児童虐待対応の連携について・・・・・・・・	○
（5）逃げないDV対応について・・・・・・・・	○
（6）その他・・・・・・・・	○
3 被害者の配偶者暴力相談支援センターへの相談をきっかけに生活再建につながる仕組み、民間支援団体との関係・・	○
第3 配偶者等からの暴力被害の発生から通報・保護命令・生活再建支援に至るまでの暴力防止・被害者保護の抜本的強化・・	○
第4 おわりに・・・・・・・・	○
参考資料1 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ構成員名簿・・・・・・・・	○
参考資料2 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ開催状況・・・・・・・・	○

第1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護の抜本的強化に向けた検討の背景

配偶者等からの暴力は、身体的暴力・精神的暴力・性的暴力などその形態は多岐にわたり、多くの場合、重なり合っている。そして、このような暴力は、決して許されない個人の尊厳を害する重大な人権侵害であり、被害者の生命、身体、精神・心理などのあらゆる面において、被害者に甚大かつ重層的な悪影響をもたらすものである。特に、このような暴力により、加害者と被害者の間に支配・被支配関係を生じさせるという実態を直視しなければならない。

配偶者等からの暴力の加害者の特徴のひとつとして、被害者に対する所有意識や性差別意識を有することが挙げられるが、この点にも表れるとおり、暴力は、力により他者を支配するための手段として意図的に選択されるものであり、加害者が自己への従属を強いるため、優位性を示すために用いるものである。

配偶者等からの暴力の防止と被害者支援は、車の両輪であり、両者を抜本的に強化していくことが必要である。

このような認識に立ち、配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を一層進めていく必要がある。

配偶者等からの暴力の現状をみると、配偶者暴力相談支援センター（以下「センター」という。）への相談件数は、平成28年度、29年度が10万6千件程度であったものが、平成30年度は11万4千件、令和元年度には11万9千件と増加しており、新型コロナウイルス感染症がまん延した令和2年度には、DV相談プラスを含め、19万件と前年度に比べ約1.6倍に急増した（DV相談プラスを除くと13.7万件）¹。

¹ 内閣府男女共同参画局調べより

警察本部長等の援助申出受理件数をみると、平成 28 年は 2 万 1 千件、平成 29 年、30 年は 2 万 2 千件弱であったものが、令和元年は 2 万 5 千件、令和 2 年は 2 万 3 千件と近年増加している²。

一方、保護命令の状況をみると、新受件総数は、平成 28 年が 2,648 件、平成 29 年は 2,280 件、平成 30 年が 2,164 件、令和元年が 2,005 件、令和 2 年が 1,844 件であり、認容（発令）件数は、平成 28 年が 2,082 件、平成 29 年は 1,826 件、平成 30 年は 1,700 件、令和元年は 1,591 件、令和 2 年は 1,465 件といずれも減少が続いている³。

また、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年 6 月 26 日法律第 46 号）の附則において、「政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 6 条第 1 項及び第 2 項の通報の対象となる同条第 1 項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第 1 項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」（附則第 8 条第 1 項）、「政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必

² 「令和2年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」（令和3年3月4日警察庁）より

³ 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ（第三回）における最高裁判所提出資料より

1 要な措置を講ずるものとする」（附則第8条第2項）と規定された
2 ところであり、これらについて検討することが求められた。

3 これらの状況を受け、男女共同参画会議女性に対する暴力に関す
4 る専門調査会において、令和2年2月から令和3年2月にかけて8
5 回にわたり、学識経験者、地方公共団体、民間団体、関係省庁等か
6 らそれぞれのDV対策に係る取組や課題等についてヒアリングを実
7 施するなどして議論を重ね、令和3年3月に報告書「DV対策の今
8 後の在り方」が取りまとめられた。

9 同専門調査会の報告書において、配偶者からの暴力の防止及び被
10 害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）
11 における通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能と
12 なる被害者の範囲の拡大について、身体的暴力以外の精神的暴力や
13 性的暴力も、身体的暴力と同様に扱うべき、との方向性が示された
14 こと等を受け、配偶者暴力防止法の見直しに向けた法制面及び同法
15 の運用といった実務面から検討を行うことを目的として、女性に対
16 する暴力に関する専門調査会の下に、配偶者暴力防止法見直し検討
17 ワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ」という。）
18 を開催することとなった。

19 （調整中：以下、今後の審議状況等を踏まえ追記。）
20
21
22

第2 ワーキング・グループにおける議論の状況

1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を巡る現状と抜本的強化の必要性

第一で述べたように、配偶者等からの暴力は、個人の尊厳を害する重大な人権侵害である。

配偶者暴力防止法は、平成25年に生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、同法を準用することとする旨の改正が行われて以来、大きな改正は行われてこなかった。

一方、この間、ストーカー行為等の実情に鑑み、ストーカー行為等の規制等に関する法律は、平成28年にはSNSを用いたメッセージ送信等を規制対象行為に拡大するとともに罰則の引上げ等が、令和3年にはGPSを用いた位置情報の無承諾取得等を規制対象行為に拡大する等の改正が行われてきた。また、令和2年は、同法に基づく警告は2,146件、禁止命令は1,543件となっている⁴。

昨今の現状をみると、センターへの相談件数や配偶者からの暴力事案等の検挙件数、警察本部長等の援助申出受理件数は、この5年間でいずれも増加している中で、保護命令の認容件数は、一貫して減少している。ワーキング・グループにおいても、ストーカー規制法に基づく禁止命令の件数が配偶者暴力防止法に基づく保護命令の件数を上回ったこと、東京や大阪のような大都市圏においても保護命令の認容（発令）件数が人口に対して少なく、また、減少していることから、保護命令が現実の必要性に十分応えられていないのではないかとの指摘があった。

⁴ 「令和2年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」（令和3年3月4日警察庁）より。

この状況をみると、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護の観点から、現行の法制度や運用が極めて不十分であるとの指摘を真摯に受け止める必要がある。

ワーキング・グループでは、配偶者等からの暴力による被害の発生から通報・保護命令（緊急時の対応を含む。）・生活再建支援に至るまでの各段階、センターの在り方、加害者への対応、被害者の子供、被害者からの相談への対応、民間シェルター・ステップハウス、いわゆるデートDV、外国人やいわゆるLGBTQカップル等の多岐にわたる論点について、改めて丁寧な議論が行われ、各段階における充実の必要性が浮き彫りになった。

2 配偶者暴力防止法の見直しに係る主な論点

ワーキング・グループにおいては、配偶者暴力防止法の見直しを検討するに当たり、以下1～6の論点について議論を行った。

また、今般の取りまとめを踏まえた法改正の施行状況等を勘案し、更なる配偶者暴力の防止、被害者保護の観点から、3年後見直し条項をつけるべきとの意見があった。

（１） 通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大について

① 議員立法による制定、改正時の議論⁵

○通報の対象となる暴力の形態について

通報の努力義務の対象をこのような身体に対する暴力に限定し、精神的暴力や性的暴力を含めないことにしたのは、精神的暴力や性的暴力に関することについて、夫婦以外の第三者が公的機関に通報し、その通報に基づいて公的機関が介入するようにする

⁵ 株式会社ぎょうせい「詳細DV防止法2008年版」等を基に作成。以下同じ。

ことは、夫婦のプライバシーの保持という面で問題なしとはしないと考えられたことによるもの。

○保護命令の申立てが可能とする被害者について

「配偶者からの身体に対する暴力がなくとも、精神的暴力や性的暴力があった場合には、幅広く保護命令を発するようにすることはできないか」ということが議論になったが、これに対しては、「保護命令が刑罰によって担保されていることを考慮すると、その対象となる行為を明確にすることが必要であるが、いわゆる精神的暴力や性的暴力については、その外延が不明確にならざるを得ない」という問題点が指摘された。

制定時においては、保護命令制度が、ある者が将来的に他の者を害するおそれを司法機関が判断し、個人の行動の自由を刑罰をもって予防的に制限する制度であり、その対象となる行為を明確にする必要があること等の配慮から、被害者を「身体に対する暴力」を受けた者に限定していた。

② ワーキング・グループにおける議論

以上のような経緯を踏まえて議論を行った結果、構成員から主に次のような意見が出された。

- ・ 法は家庭に入らずの原則を突破して暴力の防止と被害者の安全を守るのがDV防止法の趣旨であり、公権力に対するプライバシー保持の必要はあるが、どこまでの介入を許容するかは社会の意識とともに変わってくる。

- 1 • 精神的暴力も性的暴力も通報や保護命令の前提となる暴力の
2 態様として含められるべきであり、法律の条文に明示する必要
3 がある。
- 4 • 性的暴力については、身体に対する侵襲であり、身体的暴力
5 に含まれると解釈できるものもある。
- 6 • 通報義務についても広げるべき。
- 7 • 一方で、保護命令については、精神的暴力や性的暴力の定義
8 を明確にしないと、裁判所が迅速な判断をできなくなり発令を
9 遅くしてしまうおそれや、罰則の加重に支障がある。
- 10 • 精神的な被害を対象に含めるに際しては、通報の対象が個別
11 の行為なのか、継続的な虐待による被害かという観点を意識す
12 る必要がある。精神的暴力や性的暴力の証明については、PTSD
13 やうつ、人格かい離など、様々な状態の方がおり、第三者から
14 は症状が見えにくい状態の場合もある。

15
16 また、関係者へのヒアリングにおいても、精神的暴力や性的暴
17 力の被害が甚大であり、通報・保護命令の対象とするべきという
18 意見があった。また、精神的暴力を対象とすると、精神科医の診
19 断書が必要となった場合、証拠の提出が困難な場合や、それを診
20 断できる医療機関があるかという問題が生じるとの指摘があっ
21 た。一方で、対象範囲拡大により、センターの業務が増加・複雑
22 化し、キャパシティオーバーになる可能性があること、双方申立
23 てのケースも増えてくるのではないかとの懸念もあり、制度の充
24 実に伴うセンターの体制の拡充を求める声もあった。

25
26 ＜対応案＞

- 1 • 配偶者等からの暴力は、被害者の生命、身体、精神・心理など
2 のあらゆる面において、被害者に甚大かつ重層的な悪影響をもた
3 らすものである。
- 4 • DV相談の半数以上（58.0％）を精神的DVが占めている⁶。
5 また、性的暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であ
6 り、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものである。
- 7 • 現行法体系をみると、保護命令において、著しく粗野又は乱暴
8 な言動、性的羞恥心を害する事項を告げる等の行為の禁止が設け
9 られており、精神的暴力や性的暴力に該当する行為を禁止する規
10 定が置かれている。また、児童虐待については、生命又は身体に
11 危害を及ぼす暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（児童
12 虐待防止法第2条第4号）を児童虐待の定義のうちに定め、関係
13 機関による早期発見、通告の対象とし、面会等の制限等を定めて
14 いる。また、いわゆるパワハラ防止法（労働施策の総合的な推進
15 並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）
16 に基づく指針（令和2年6月から適用）において、「精神的な攻
17 撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）」として、「人格を否
18 定するような言動を行うこと」、「業務の遂行に関する必要以上
19 に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返すこと」等が職場にお
20 けるパワーハラスメントに該当すると考えられる例として示され
21 ている。
- 22 • これらを踏まえ、精神的暴力や性的暴力を受けた場合について
23 も、現行の「身体に対する暴力」との関係、論点2－1の保護命
24 令の要件との関係等も含めて整理を行った上で、一定の場合に

⁶ 令和2年度後期「DV相談＋（プラス）事業における相談支援の分析に係る調査研究事業」報告書より

1 は、センターへの通報対象とするとともに、同言動を受けた者を
2 保護命令の対象に加えてはどうか。

- 3 ・ なお、この場合、裁判所における認定の迅速化に資する観点か
4 ら、基本方針において、解釈について整理することが考えられ
5 る。

1 (2) 通報や保護命令の在り方について

2 (2-1) 保護命令の要件(「生命又は身体に重大な危害を受
3 けるおそれ大きい」)について

4 ① 議員立法による制定、改正時の議論

5 制定時、当初のたたき台では「生命又は身体に『重大な』危害
6 を受ける『明白な』おそれがあるとき」とされ、これは、それま
7 での類似の制度も、重大な侵害、明白なおそれ、緊急性の3条件
8 がそろって将来に向かっての禁止命令を出せることとしており、
9 軽い暴行や将来の漠然としたおそれに対し、退去という極めて強
10 い効果も含む、かつ罰則で担保された保護命令を出すことは困難
11 との考え方に立ったものであった。

12 しかし、「『重大な』危害の、『明白な』おそれ、というの
13 は、被害者に厳しすぎるのではないか」、「『重大な』が落とせ
14 ないなら少なくとも『明白な』は不要であり、『重大な危害を受
15 けるおそれ』があれば保護命令の発令に十分ではないか」という
16 意見があり、これに対しては、「退去命令は財産権等との問題が
17 あり、漠然としたおそれでは出すことはできない」との意見が出
18 され、最終的に、接近禁止命令・退去命令とも「重大な危害を受
19 けるおそれ大きい」とすることで合意された。ここでいう「重
20 大な危害を受けるおそれ大きい」とは、被害者が殺人、傷害等
21 の被害を受けるおそれ大きいことを意味する。

22 また、保護命令の罰則を規定する際において、「明確な要件が
23 必要」「せつかく制度をつくる以上、要件が厳しくなっても制裁
24 は刑罰とすべきである」との議論があった。

25
26 ② ワーキング・グループにおける議論

1 以上のような経緯を踏まえて議論を行った結果、構成員から主
2 に次のような意見が出された。

- 3 ・ 現行の重大性の要件が、結果的に加害者を利することになら
4 ないか。「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大
5 きい」との要件については、「重大な」を削除すべき、あるい
6 は、精神的暴力、性的暴力を対象に含めることに伴い、「生命
7 又は身体」と限定している要件を見直すべきである。
- 8 ・ 「身体」は「心身」に改正すべきである。
- 9 ・ 一方で、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のいづれ
10 かが認められるのであれば、その後、生命または身体に重大な
11 危害を受けるおそれのある程度にまで暴力が発展することは想
12 定されるため、「重大な」という要件が保護命令発令の支障に
13 はならない。精神的暴力等を含める場合には、一般の夫婦間
14 でも生じ得るもの全てをDVとした上で保護命令を発令すること
15 は正当化できない。精神的暴力や性的暴力を保護対象とした場
16 合であっても、保護対象が刑事罰を伴う制度であることに鑑み
17 れば、「重大性」の要件は維持する必要がある。法定刑を2年
18 に加重するに当たっても、重大性の要件が必要であるとの意見
19 があった。
- 20 ・ なお、申立書の記載の簡素化や立証負担を軽減し、保護命令
21 を使いやすくするよう運用改善を図るべきとの意見があった。

22 23 ＜対応案＞

- 24 ・ 精神的暴力等を対象とするに当たり一般の夫婦間でも生じ得る
25 ような行為と区別するため、また、法定刑を2年に加重するにあ
26 たり、重大性の要件が必要との指摘がある。重大性要件は、

1 違反した場合に刑事罰を伴う保護命令の発令が許容される根拠で
2 ある。一方で、現行の保護命令制度が、精神的暴力や性的暴力を
3 受けている被害者の保護の観点から不十分ではないかとの指摘に
4 真摯に答える必要がある。

- 5 ・ DV相談において、最も困っていることとして、精神的不調、
6 不眠や自殺念慮等の「こころのこと」を相談した件数のうち、
7 半数近く（49.8%）が精神的DVについても相談している⁷。
- 8 ・ 保護命令を精神的暴力や性的暴力を受けた者について対象にす
9 ることを踏まえ、関係法令を参考に、精神的暴力や性的暴力を受
10 けることで「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大
11 きい」といえる場合又は同視できる場合についても、保護命令を出
12 せることとしてはどうか。
- 13 ・ その際、精神的な被害の状況は外形から判断することが困難で
14 あり、裁判所が適切かつ迅速に認定を行うための方策について、
15 医師等が直接DVを目撃したものではないことに留意しつつ、医
16 師による診断書など専門家の知見の活用も含めて、具体的に整理
17 する必要がある。
- 18 ・ また、「重大性」や「おそれが大きい」の要件が、保護命令の
19 発令の支障になっているのではないかとの指摘を踏まえ、内閣府
20 において運用状況を把握、具体的な支障等について分析し、被害
21 者の保護のために必要な対応について検討する。

⁷ 令和2年度後期「DV相談＋（プラス）事業における相談支援の分析に係る調査研究事業」報告書より

1 (2-2) 新たな命令制度や暫定的な命令制度、ストーカー規制
2 法の改正を踏まえて SNS でのつきまとい等を禁止行為に追加する
3 ことについて

4 ① 議員立法による制定、改正時の議論

5 制定時より暫定的緊急命令を規定できないかという議論はあつ
6 たが、「命令違反は刑罰であり、手続保障上、双方審尋は必要で
7 ある」、「今回の保護命令はむしろすべてが緊急命令との前提で
8 作られており、仮に暫定的命令を規定した場合は別途その手続き
9 が必要になることから、かえって本発令までの日数がかかる懸念
10 がある」との観点から、双方審尋を原則としつつ、緊急に保護命
11 令を発令しなければ被害者の安全を確保できない場合等の状況に
12 あるときは、当該期日を経ることなく保護命令を発することがで
13 きる旨の規定を置き、実質的な緊急対応を図ることとなった。

14 第一次改正時においても、緊急保護命令の創設について議論さ
15 れたものの、「保護命令は、相手方の権利に重大な影響を与える
16 ものであるので、相手方の手続上の保証をする必要があり、相手
17 方の立ち会うことのできる審尋等の期日を経て発することが原則
18 である」、「現行法においても、その期日を経ることにより保護
19 命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、
20 審尋等を経ないで命令を発することも可能である」、「実務上、
21 保護命令の申立ての当日に裁判官による申立人面接を実施し、そ
22 の時点で発令要件を容易に認定でき、かつ、被害者の安全を確保
23 するには審尋等の期日を開いているいとまがない等緊急の事情が
24 認められる場合には、その日のうちに命令を発し、速やかにその
25 効力を発生させることも十分に想定されるから、緊急保護命令の
26 制度を別途創設する必要性は乏しい」との意見があり、見送られ

ることとなった。

② ワーキング・グループにおける議論

(i) 新たな命令制度や暫定的な命令制度について

以上のような経緯を踏まえて議論を行った結果、構成員から主に次のような意見が出された。

- ・ 加害者が暴行等により逮捕された場合であっても、数日で釈放されることが多く、被害者保護の観点からは、このような場面で保護される仕組みが必要であること。避難してから保護命令の申立て・発令までの安全を確保するためにも暫定命令等が必要である。
- ・ 一方で、無審尋の発令の活用を図ることが望ましいのではないかという指摘があった。また、無審尋の発令について、具体的にどのような場合になされているかが分からず、ケースについて整理するなど運用面の改善を図るべきではないかとの意見があった。
- ・ また、裁判所が保護命令を出すこととなっていることから、緊急保護命令制度については、裁判所が発令すべきではないか。一方で、十分な手続保障なく裁判所が命令を出すのは、憲法第 31 条が要求する適正手続に反するとの意見があった。
- ・ さらに、ストーカー規制法やイギリスの立法例を参考に、警察が暫定的な命令を出すこととすべきではないかとの意見があった。

(ii) ストーカー規制法の改正を踏まえて SNS でのつきまとい等を禁止行為に追加すること

- SNS でのつきまとい、GPS 等を使用して位置情報を把握することやそれを告げること等を禁止行為に追加することは、広く賛同が得られた。

＜対応案＞

- 過去 5 年の無審尋の保護命令発令をみると、最も多い令和 2 年でも 18 件にとどまっている⁸。また、保護命令の発令までには約 12 日余りを費やしており、その間に被害者が更なる被害を受けるおそれがある。
- 手続負担を減らすため、相談・通報を受けたセンターや警察等により申し立ての支援を行うこととしてはどうか。
- 「新たな命令制度や暫定的な命令」については、迅速性の要請、現行の法体系との整合性、適正手続の確保や発令主体、実効性のある命令違反の効果はどうするか等を整理しつつ、検討を進めることとし、本ワーキング・グループの最終報告までに一定の結論を得ることとしてはどうか。
- ストーカー規制法の改正を踏まえ、SNS でのつきまとい、GPS 等を使用して位置情報を把握することやそれを告げること等を禁止行為に追加してはどうか。

⁸ 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ（第三回）における最高裁判所提出資料より

1 (2-3) 保護命令違反の罰則の加重、接近禁止命令の命令期間
2 の拡大・延長制度について

3 ① 議員立法による制定、改正時の議論

4 ○罰則の加重について

5 制定時、ストーカー規制法における禁止命令に対する罰則等
6 を勘案し、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金とされた。

7
8 ○接近禁止命令の命令期間の拡大及び延長について

9 「接近禁止命令の期間が6か月とされているのは保護命令の
10 申立ての理由となった状況が静まるまでの期間として少なくとも
11 も6か月が必要と考えられたことによるものであり、この期間
12 を拡大する場合には、拡大すべき事情があるかどうかを検討す
13 ることが必要であるが、これまでの再度申立ての件数等からす
14 れば、6か月経過後に申立てに応じて裁判所が判断する仕組み
15 を維持することがなお適当である」との議論がなされ、これま
16 での実績では接近禁止命令の再度申立ての件数は全体の5%程
17 度で、ほとんどの場合、接近禁止の期間は6か月で終了してお
18 り、接近禁止命令の期間については従来通り6か月とすること
19 となった。

20 また、制定時は、再度申立てをする場合には、公証人の認証
21 を受けた宣誓供述書を申立書に添付することが必須とされ、手
22 間や手数料がかかるため使い勝手が悪いという指摘があり、第
23 一次改正において、センターや警察職員に対する相談等の事実
24 に係る所定の事項が申立書に記載されているときには、宣誓供
25 述書の添付が不要とされ、再度の申立てをしやすくすることと
26 されたことから、引き続き、6か月以上の命令が必要な場合

1 は、再度申立てにおいて対応することとなった。

3 ②ワーキング・グループにおける議論

4 以上のような経緯を踏まえて議論を行った結果、構成員から主
5 に次のような意見が出された。

6 (i) 保護命令違反の罰則の加重について

- 7 ・ ストーカー規制法の罰則強化に合わせて、同法との異同につ
8 いて精査を行った上で2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
9 とするなど、罰則の加重については概ね賛同が得られた。
- 10 ・ 一方で、関係者へのヒアリングにおいては、罰則を加重した
11 場合に、発令要件が厳しくなるのではないかとの懸念の声もあ
12 った。

14 (ii) 接近禁止命令の命令期間の拡大・延長制度について

- 15 ・ 申立ての手續負担にもかかわらず接近禁止命令の6か月とい
16 う期間によって保護命令の申立てをあきらめる場合があり、接
17 近禁止命令の期間を6か月から1年に拡大し、再度の申立てで
18 はなくて延長可能な制度とすべき。
- 19 ・ 延長は、自動更新を原則とすべき。
- 20 ・ 命令期間は1年でよいが、命令期間を選択的にするべきでは
21 なく、期間途中で状況に変更があれば、取消によることが可能
22 である。
- 23 ・ 保護命令が発令されているために加害者が接近していないこ
24 とが危険性を否定することとなるなど、再度の申立てはほとん
25 ど認められず、離婚協議中・調停中などの場合に延長の必要が
26 ある。一方で、延長制度については、その必要について立法事

1 実の確認をする必要がある、延長制度と再度の申立ての差異が
2 不明である、再度の申立ての要件の明確化を図ることが望まし
3 いのではないかと意見があった。

4
5 <対応案>

- 6 ・ ストーカー規制法の改正を踏まえ、保護命令違反の罰則を加重
7 してはどうか。
- 8 ・ 接近禁止命令について、その期間が6月と限定されていること
9 が、申立て自体をあきらめる要因となっているとの指摘や、命令
10 の効果で接近していないことが危険性を否定することとなり再度
11 の申立てが認められないとの指摘がある。
- 12 ・ 離婚の訴えにおける平均審理期間は、1年以上に及んでいる
13 ⁹。また、離婚調停をみると、離婚調停が成立した件数のうち、別
14 居期間をみると6月未満が40%程度であるのに対し、6月以上は
15 45%となっている¹⁰。このように、生活の平穏を取り戻すまでに
16 相当な期間の別居期間が必要な状況にある。
- 17 ・ また、類似の制度をみると、ストーカー規制法では、禁止命令
18 の期間を1年とし、延長規定を設けている。住民基本台帳にかか
19 るDV等支援措置では、住民票の写し等の交付等の制限につい
20 て、必要性の確認の結果を申出者に連絡した日から起算して1年
21 を期間としている。
- 22 ・ これらを踏まえ、接近禁止命令の期間を1年としてはどうか。
23 また、延長規定を設けるか否かについては、再度の申立てとの
24 関係、設ける場合には延長の要件等を整理しつつ、検討を進める

⁹ 第9回裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（令和3年7月最高裁判所事務総局）より

¹⁰ 司法統計より

- 1 こととし、本ワーキング・グループの最終報告までに一定の結論
- 2 を得ることとしてはどうか。
- 3

1 (3) 加害者更生のための指導及び支援の在り方について

2 ①議員立法による制定、改正時の議論

3 制定時より加害者プログラムの受講義務付けを検討すべきとの
4 意見はあったものの、「加害者への対応を婦人相談所で扱う
5 ことは困難であり、加害者更生と被害者保護を行う場所は分け
6 て考える必要がある」、「個々の保護観察処遇の指示事項の1
7 つに更生プログラムを取り入れることは将来的な検討課題と考
8 えるが、法律でこれを義務付けることは制度上も運用上もなじ
9 まない」、「保護観察は遵守事項の違反が実刑にリンクする制
10 度であるため、遵守事項が明確でなければならない。このた
11 め、更生プログラムを遵守事項に盛り込むためには、全国どこ
12 でも一律のレベルで行われている確立されたプログラムが存在
13 することが議論の前提となるが、現時点でその有効性が実証さ
14 れ、客観的に評価できるものは存在しない」といった意見が出
15 され、「現時点においては、加害者更生プログラムの開発が先
16 決」とされた。

17 第一次、第二次改正時にも議論が行われたが、被害者保護の
18 ための施策の充実により力を入れる必要があること、加害者更
19 生プログラムの開発を行うことがまず必要であり、引き続き調
20 査研究の推進に努める必要があることから、その動向を見守る
21 こととされた。

22 ②ワーキング・グループにおける議論

23 以上のような経緯を踏まえて議論を行った結果、構成員から主
24 に次のような意見が出された。

25 (主な意見)

- 1 • 加害者対応は、究極の被害者支援であり、加害者を変えるこ
2 とが重要。
- 3 • 加害者プログラム等の受講について、強制的な加害者プログ
4 ラムを導入すべき。その際、刑事司法の枠の中、又は、保護命令の
5 中に組み込むべき。受講を条件にした執行猶予のような仕組みを
6 検討するべき。

7
8 一方で、関係者へのヒアリングにおいては、パワハラやセク
9 ハラは企業で学ぶが、DVについては、学ぶ機会がないという
10 意見や、最終的な形は、刑事司法の中に位置づけられるのが望
11 ましいとしつつ、加害者プログラムの実施に向けて検討すべき
12 課題が残っており、早急の実施は難しい。調査研究事業の結果
13 を踏まえ規定振りを見直すべきとの意見があった。

14 15 ＜対応案＞

- 16 • 加害者プログラムについては、令和3年度内に地方自治体で活
17 用可能な基礎的なガイドラインを策定し、令和4年度には、それ
18 を踏まえた上で、地方自治体において民間団体と連携し、加害者
19 プログラムの試行実施を行い、本格実施に向けたガイドライン等
20 を策定する。令和5年度以降、全国的な実施に向けて、地方自治
21 体における本格実施に向けたガイドライン等を活用した実施状況
22 を踏まえ、加害者プログラムの受講の在り方、全国での加害者プ
23 ログラム実施体制の在り方について検討を行う。
- 24 • その際、被害者保護の観点から、諸外国の取組事例も参考にし
25 つつ、今般のワーキング・グループで出された刑事司法や保護命
26 令、面会交流、矯正等との関係などの論点について、法制化との

- 1 関係も含めて幅広く検討を行い、加害者プログラムの取組を一層
- 2 進める。

1 (4) DV対応と児童虐待対応の連携について

2 (4-1) DV対応と児童虐待対応の情報共有の在り方につ
3 て

4 ① 議員立法による制定、改正時の議論

5 <令和元年改正>

6 DV対応と児童虐待対応の強化を図るため、児童虐待と密接な
7 関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、
8 相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所を条文上明確
9 化した。

10 ② ワーキング・グループにおける議論

11 以上のような経緯を踏まえて議論を行った結果、構成員から主
12 に次のような意見が出された。

- 13 ・ 配偶者に暴力を振るう人は子供に対しても虐待をしているケ
14 ースが多々見られるため、DV対応時には子供が被害者として
15 存在していることが多くある。DV被害の発見の観点からも連
16 携が重要である。
- 17 ・ DV対応時には子供も被害者としてとらえる必要がある。児
18 童相談所とセンターの連携について、DV発生時点からの情報
19 提供や情報収集権限など制度的な保障が必要。被害親子へのメ
20 ンタルケアも含めた支援が必要であり、全国的に連携を強化し
21 ていくべき。

22
23 <対応案>

- 24 ・ 児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力は、児童に著し
25 い心理的外傷を与えるものであり児童虐待に当たる。DVと同
26 時に児童虐待が行われていることは多い。DV被害者支援の観点

1 からも児童虐待対応の観点からも、両者が連携して一体として対
2 応することは、メンタルケアも含めた被害者支援の上でも必要不
3 可欠である。このため、保護命令が発令された場合等のセンター
4 と児童相談所、市町村等の関係機関の情報連携の枠組みについて
5 検討を進めることとし、本ワーキング・グループの最終報告まで
6 に一定の結論を得ることとしてはどうか。

1 (4-2) 配偶者暴力防止法における子供の扱いについて

2 ① 議員立法による制定、改正時の議論

3 制定時には、接近禁止命令によって禁止されるのは被害者本人
4 への接近（つきまとい、はいかい）であり、被害者の子への接近
5 は禁止されていなかったところ、「被害者の子も配偶者からの暴
6 力の被害者として位置付け、保護命令によって配偶者の接近を禁
7 止するようにすべきである」、「配偶者が子どもの通園・通学先
8 等で子どもを連れ去って人質にするケースもある」といった意見
9 が相次いだ。

10 これに対し、被害者の子への接近を禁止することに関しては、
11 「子をその親である者からの暴力から守るために接近禁止命令を
12 発することについては、子が虐待を受けることを防止することを
13 目的とする児童福祉法や児童虐待防止法との関係の整理を困難に
14 する」、「配偶者が被害者の子に接近することは、一般的には、
15 被害者の生命・身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせ
16 る行為ではなく、被害者への接近禁止命令が発せられていれば、
17 被害者の生命・身体に危害が加えられることは防止されることにな
18 る」といった意見が出された。

19 子を被害者として位置付けその保護を直接の目的として保護命
20 令を発する仕組みには難があるとしても、例えば、配偶者が被害
21 者の子をその通園先等において連れ去り、配偶者の元に連れ戻し
22 てしまうと、その子の身上を監護するために被害者が自ら配偶者
23 に会いに行かざるを得なくなるといったように、被害者が配偶者
24 との面会を余儀なくされると認めるべき場合もある。

25 そのような場合には、被害者への接近禁止命令が発せられてい
26 ても、被害者と配偶者が物理的に接近することにより、被害者が

配偶者から更に身体に対する暴力を加えられる危険が高まり、その効果が減殺されてしまうことになる。

そこで、第1次改正において、一定の要件の下で、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の子への接近禁止命令を発することができるようになった。

② ワーキング・グループにおける議論 (主な意見)

- ・ 面前DVのケース、DVが存在する児童虐待のケースに関しては、子供も保護の対象にすべき。
- ・ 加害者が子供に接触し、子供を通じて加害者に避難先が明らかになることもある。適切に親権が制限される仕組みが必要である。

＜対応案＞

- ・ 子供のいる被害女性の約3割が子供への被害経験を認識している¹¹。また、保護命令の認容（発令）件数のうち、約6割が被害者への接近禁止命令と同時又は事後に子への接近禁止命令も発令されている¹²。
- ・ 子に対する電話等禁止命令（第10条第2項各号に列記する行為の禁止命令）について、現行の被害者の子への接近禁止命令（第10条第3項）が被害者の接近禁止命令の効果が減殺されることを防止するために発せられるものであること等を踏まえつつ、子に対する電話等禁止命令が必要な場合を整理し、その具体的内容及

¹¹ 内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和3年3月公表）より

¹² 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ（第三回）における最高裁判所提出資料より

- 1 び要件の在り方も含めて検討を進めることとし、本ワーキング・
- 2 グループの最終報告までに一定の結論を得ることとしてはどう
- 3 か。

1 (5) 逃げないDV対応について

2 ①議員立法による制定、改正時の議論

3 制定時、子どもや要介護の親がいるために被害者が逃げるこ
4 ができないケースがあることや、「そもそも、暴力を受けている
5 被害者の方がなぜ逃げなくてはならないのか、加害者を住居から
6 出すことによって、被害者が逃げないでも通常の生活を送れるよ
7 うな選択肢があってもよいのではないか」との意見が出された。

8 しかし、退去命令が長期に及んだ場合は居住の自由や財産権等
9 加害者の権利の制約に係る憲法上の問題が生じる懸念があること
10 と、加害者が被害者の居所を知っているため、加害者が退去命令
11 に従う意思がない場合や命令が出たことでかえって逆上する場合
12 は、保護命令は必ずしも有効ではなく、警察の保護なしに被害者
13 の生命・身体の安全を守ることができないことから、加害者の権
14 利の制約と被害者の生命・身体の安全について調整を図った結
15 果、期間を2週間に限定することで退去命令が明記された。

16 第一次改正においては、たった2週間だけ加害者を退去させて
17 もその間にいったい何ができるのかという被害者の実情を慮れ
18 ば、退去命令の実効性を確保するため、その期間を拡大すること
19 はもはや不可欠と判断され、配偶者と共に生活の本拠としている
20 住居から転居しようとする被害者にあっては、2か月程度の期間
21 があれば、その期間内に身辺整理や転居先の確保等の準備作業を
22 行うことが可能と考えられ、2か月に拡大された。

23 また、制定時には、退去命令の再度の申立てが認められていな
24 かったが、当事者双方の事情を考慮した上で、なお配偶者の居住
25 の自由や財産権の合理的な制限として許容され得る限りにおい
26 て、退去命令の再度の発令が可能となった。

1 配偶者の居住の自由や財産権の制約が過大になることは相当で
2 ないと考えられることから、当初から2か月よりも長い期間の退
3 去を命ずるのではなく、2か月を経過するごとに再度の退去命令
4 の発令の是非を判断する仕組みとすることが合理的であると考え
5 られた。

7 ②ワーキング・グループにおける議論

8 以上のような経緯を踏まえて議論を行った結果、構成員から主
9 に次のような意見が出された。

- 10 ・ 立証のハードルが高いにもかかわらず、期間が2か月のみで
11 ある。退去命令期間に関しては、少なくとも接近禁止命令と同
12 様の期間にする必要があるのではないか。被害者支援に資する
13 退去命令にすべき。
- 14 ・ DV被害者は加害者からの暴力被害を受けており、居住の自
15 由が加害者に常に劣後すると解するべきではないのではない
16 か。
- 17 ・ 延長は、自動更新を原則とすべきである。
- 18 ・ 6月の退去命令は、例外的な対応ではなく、新たな制度とし
19 て位置付けるべきである。
- 20 ・ 一方で、加害者が被害者の居所を知っている状態であり、退
21 去命令期間を延ばした場合、被害者の安全を本当に確保できる
22 のか、退去命令は荷物を搬出するまでの暫定的な処置だったの
23 ではないかとの意見があった。
- 24 ・ この点に関し、加害者が被害者の居所を知っていることにと
25 もなう危険性が高い場合には、退避する対応をすればよく、選
26 択肢を増やすことが重要であるとの意見があった。

1
2 <対応案>

- 3 ・ 本法の制定時において、退去命令については、これが長期に及
4 んだ場合は居住の自由や財産権等加害者の権利の制約に係る憲法
5 上の問題が生じる懸念が指摘されている。また、第一次改正にお
6 いて、被害者の実情を踏まえ退去命令の実行性を確保するために
7 身辺整理や転居先の確保等の準備作業を行うことが可能な期間と
8 して2月に拡大され、再度の申立てが設けられた。
- 9 ・ 一方で、論点2－3のように、被害者が生活の平穏を取り戻す
10 までには、相当な期間を要するのが実情である。
11 また、被害者が住居を所有しているときや、被害が甚大な場合、
12 子が卒業等を控えた場合等の居所を変えると生活に著しい支障を
13 来す場合など、被害者が居所を変えることが困難な場合も想定さ
14 れる。
- 15 ・ このため、迅速性の要請、2月を超えた退去命令が必要な場
16 合、居住の自由や財産権等の権利の制約の問題、再度の申立てと
17 の関係、被害者の安全確保の要請等を整理しつつ、例外的に6月
18 の退去命令を出せることとするかとその要件をどうするかについ
19 て、検討を進めることとし、本ワーキング・グループの最終報告
20 までに一定の結論を得ることとしてはどうか。
- 21 ・ また、退去命令について延長規定を設けるか否かについては、
22 再度の申立てとの関係、延長の要件等を整理しつつ、検討を進め
23 ることとし、本ワーキング・グループの最終報告までに一定の結
24 論を得ることとしてはどうか。

1 (6) その他

2 (6-1) 交際相手からの暴力(いわゆるデートDV)について

3 ①議員立法による制定、改正時の議論

4 制定時から交際相手の暴力を含めるかどうかについては検討さ
5 れており、恋人からの暴力も含めて幅広く救済の対象とすべきと
6 の議論があった一方で、「恋人は曖昧な概念であり、保護命令違
7 反に罰則をつける場合、その定義づけが難しいのではないか」、
8 「今回の立法は、配偶者からの暴力の特殊性に着目して一般の暴
9 力とは別に特別の立法を行おうとするものであり、婚姻に伴うし
10 がらみのない恋人については、自己決定権も奪われた“囚われの
11 身”とはいえないのではないか」、「ストーカー規制法によっ
12 て、恋人や元配偶者はカバーできるのではないか」といった議論
13 が行われた結果、恋人からの暴力については対象としないことと
14 なった。

15 なお、第三次改正時には、生活の本拠を共にする交際(婚姻関
16 係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除
17 く。)をする関係にある相手からの暴力については、「配偶者か
18 らの暴力と同様に、婚姻と同様の共同生活を営んでいることによ
19 る『囚われの身』の状況が存在し、かつ、外部からの発見・介入
20 が困難であると考えられるものであること」、「被害者の保護の
21 ために加害者に対する退去命令が必要とされる事案も想定される
22 こと」、「生活の本拠を共にする関係にある場合の主たる判断要
23 素である『生活の本拠を共にすること』は、外形的事情を踏まえ
24 て裁判所が判断可能なものであり、この要件を設けることで保護
25 命令の適用範囲の明確性が担保されると整理」し、保護命令の対
26 象とされた。

②ワーキング・グループにおける議論

以上のような経緯を踏まえて議論を行った結果、構成員から主に次のような意見が出された。

(主な意見)

- 同居している状態でなくとも交際相手からの暴力被害は深刻な状況であり、若年女性を守る観点からも、デートDVについて、教育も含めて対策を講ずべき。
- 在留資格のない方も含めた外国人やいわゆるLGBTQへの適用についても、条文上明確化することも含め、手当てする必要がある。
- 暴行、傷害、監禁、強要は犯罪を構成するもの。配偶者暴力防止法の枠内での解決は困難だが、将来的には親密圏の暴力全般についてその対策を包括的に検討していくことが望ましい。

<対応案>

- 本法が、配偶者暴力には、密室の閉鎖的關係において行われる暴力であり、外部から被害が発見されにくく、被害が深刻化しやすい等の特殊性があることをもって、「配偶者」からの暴力について、一般の暴力とは別に特別の立法を行う趣旨で策定されていることから、交際相手全てを一律に対象とすることは困難である。
- 現行法においても、「生活の本拠を共にする交際」（第28条の2）であれば、①専ら交友関係に基づく共同生活（ルームシェ

アなど）、②福祉上、教育上、就業上等の理由による共同生活（グループホーム、学生寮、社員寮など）、③専ら血縁関係・親族関係に基づく共同生活を除き、広く保護命令の対象となることから、まずは、当該規定を活用していく。

- 加えて、いわゆるデートDV（配偶者暴力防止法の対象となる相手（配偶者、元配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手）以外の交際相手からの暴力。以下「非同棲交際相手からの暴力」という。）が配偶者等からの暴力と同様に被害者に甚大な悪影響を及ぼすものであることに鑑み、関係省庁と連携した対策を進めることとし、具体的な連携体制について検討を進める。

- また、現行法においても、外国人（在留資格のない者を含む。）やいわゆる LGBTQ のカップルが生活の本拠を共にする場合についても、保護命令の対象となる。昨今の状況を踏まえ、この旨を周知徹底し、適切な運用を図っていく。

1 (6-2) 司法機関が一時保護の開始を判断する審査の仕組みに
2 ついて

3 ○ ワーキング・グループにおける議論

4 構成員からは、司法機関が一時保護の開始を判断する仕組み
5 は、①現状でも必ずしも一時保護を必要とする人全てが直ちに利
6 用できている状況ではないこと、②一時保護は生命・身体の安全
7 を確保するため緊急的に本人の自由意思で利用するものであるこ
8 と、③一時保護の利用を躊躇させることになる等のため、導入す
9 べきではないことで一致した。

10
11 <対応案>

- 12 ・ 司法機関が一時保護の開始を判断する仕組みは、①現状でも必
13 ずしも一時保護を必要とする人全てが直ちに利用できている状況
14 ではないこと、②一時保護は生命・身体の安全を確保するため緊
15 急的に本人の自由意思で利用するものであること、③一時保護の
16 利用を躊躇させることになる等のため、導入すべきではない。

3 被害者の配偶者暴力相談支援センターへの相談をきっかけに生活再建につながる仕組み、民間支援団体との関係について

○ ワーキング・グループにおける議論

構成員から主に次のような意見が出された。

- ・ 民間支援団体が大きな役割を果たしているにもかかわらず、現行法では支援体系の中にきちんと位置づけられていない。民間支援団体への財政支援を恒常化する必要がある。
- ・ 避難後の自立の難しさは、被害者が避難をためらう要因の一つになっている。日本のDV防止法は被害者支援が極めて弱く、センターの位置付けを含め、自立支援について強化すべき。避難から生活支援、自立までの一貫した包括的な支援が重要である。多機関連携が重要である。
- ・ 弁護士をセンターに必置するなど、法的な支援を充実すべきである。

＜対応案＞

- ・ 「被害者が自立して生活することを促進する」ことは、被害者の保護を図る上で極めて重要である。国、都道府県、市町村が連携して、センターからワンストップで被害者の生活再建につながる体制を目指すべきである。このため、法律上、基本方針、都道府県・市町村計画について、被害者の自立を支援するための施策を明記することを義務付けるべきである。
- ・ 法第3条第5項にセンターと民間の団体との連携が明記されているように、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護において、民間の団体は、相談業務、同行支援、自立支援など極めて大きな役割を担っている。配偶者からの暴力の防止を図り、被害者

1 の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等
2 とが対等な立場で緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の
3 実施を図っていくことが必要である。一方で、民間支援団体の状
4 況は地域により差があることから、直ちに具体的な役割分担を法
5 的に位置付けられる段階には至っていない。

- 6 ・ このため、まずは、基本方針、都道府県・市町村計画の記載事
7 項に、国、関係地方公共団体、民間の団体の連携及び協力を位置
8 付けてはどうか。その際、法律上、基本方針、都道府県・市町村
9 計画に明記することを義務付けることが考えられる。

10

第3 配偶者等からの暴力被害の発生から通報・保護命令・生活再 建支援に至るまでの暴力防止・被害者保護の抜本的強化

ワーキング・グループにおける議論を通じて、配偶者等からの暴力による被害の発生から通報・保護命令（緊急時の対応を含む。）・生活再建支援に至るまでの各段階において、法制的な対応が必要なもの、施策での対応が必要なものが浮き彫りになった。

配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であり、根絶していかなければならない。また、配偶者等からの暴力は、被害者の生命、身体、精神・心理などのあらゆる面において、被害者に甚大かつ重層的な悪影響をもたらすものであるとの認識の下、被害者保護に向けた対策を一層強化していく必要がある。

このため、配偶者暴力防止法の見直しを行い、配偶者等からの暴力被害の発生から通報・保護命令・生活再建支援に至るまでの各段階について抜本的に強化する。法制面以外についても、制度の周知、支援の充実、人材の育成、各機関の体制の強化、関係機関の連携の強化、そのための所要の予算の確保など、多面的な観点から施策を更に進めるべきである。その上で、暴力防止・被害者保護の抜本的強化に向けて、政府においては、中期的な観点からの対応について整理を行うべきである。

1 配偶者暴力防止法の見直し

（調整中：対応案を踏まえ、改正の具体的な内容を記述する。）

2 配偶者等からの暴力の根絶、被害者保護に向けた対策の強化

配偶者等からの暴力の根絶、被害者保護に向けた対策を強化するため、被害者支援を充実させることはもとより、以下のよう

に、配偶者等からの暴力にかかわる加害者、子供、被害者からの相談、民間シェルター・ステップハウスについて対応を強化していく必要がある。また、婚姻前の段階である非同棲交際相手からの暴力を含め各省連携して取り組んでいく必要がある。

(1) 加害者への対応

加害者に対しては、配偶者暴力防止法における保護命令の対象になるほか、犯罪行為については検挙等の対象となる。

また、内閣府においては、令和3年度内に地方自治体で活用可能な基礎的なガイドラインを策定し、令和4年度には、それを踏まえた上で、地方自治体において民間団体と連携し、加害者プログラムの試行実施を行い、本格実施に向けたガイドライン等を策定する。令和5年度以降、全国的な実施に向けて、地方自治体における本格実施に向けたガイドライン等を活用した実施状況を踏まえ、加害者プログラムの受講の在り方、全国での加害者プログラム実施体制の在り方について検討を行う。

さらに、加害者には、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが多い。こうした我が国社会における固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、アンコンシャス・バイアスを払しょくするため、啓発活動を行う。

(2) 子供への対応

児童虐待を受けた子については、児童相談所・市町村による保護等が行われることになるが、児童虐待と配偶者からの暴力への対応については、被害者保護後の親子分離の不安の解消、相談窓口の周知等の課題がある。

被害者の保護のためには、関係機関の連携を行うことが重要であり、内閣府においては、女性に対する暴力被害者のための官・官民連携促進事業の一環として、配偶者暴力の被害者に対する相談・支援に従事する官民の関係者を対象としたオンライン研修において、研修項目に児童虐待に関連した項目を追加するとともに、研修対象者に児童相談所職員など児童虐待対応の関係部署を追加するなどしている。今後もこうした取組を継続し、児童相談所・市町村とセンター等との連携を強化していく。

(3) 被害者からの相談への対応

配偶者からの暴力が行われた場合でも、被害者の女性の約4割、男性の約6割はどこ（誰）にも相談していない¹³。年齢や性別、国籍、障害の有無等に関わらず、相談につながりやすい体制整備や相談を促す広報・啓発等により被害の潜在化を防止する必要がある。

このため、内閣府においては、令和2年4月、「DV相談＋（プラス）」を設置し、24時間対応の電話相談、電話しづらい状況にある方や言語や聴覚に障害を抱えている方にも利用しやすいSNS・メールによる相談、日本語以外に10言語の外国語での相談に対応するなど、相談につながりやすい体制を整備し、被害の潜在化の防止に努めている。今後もこうした取組を推進していく。

(4) 民間シェルター・ステップハウスへの支援

¹³ 内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和3年3月公表）より

配偶者からの暴力に対する被害者支援に当たっては、被害者の安全を確保し、心身の健康回復を行う民間シェルターや生活再建に向けたステップハウスが極めて重要である。

現在、民間シェルター等において、被害者に対する心理的ケアや自立に向けた支援、同伴児童への学習支援や情緒への配慮支援等を行っているところである。

内閣府においても、関係府省と連携して、配偶者暴力被害者等を支援する民間シェルター等が官民連携の下で行う先進的な取組（①受入体制整備、②専門的・個別的支援、③切れ目ない総合的支援）を都道府県等に対する交付金により促進する、パイロット事業を実施し、これにより得られるニーズに応じた支援のノウハウの蓄積や効果検証、課題の把握等を行っている。

今後も、民間シェルター等に対する財政的支援を継続するとともに、先進的な取組等の好事例を全国的に共有するなどして、官民一体となってより質の高い被害者支援を目指していく。

（５）非同棲交際相手からの暴力への対応

非同棲交際相手からの暴力については、刑罰法令による加害者への処罰やストーカー規制法に基づく、警察本部長等による「警告」や公安委員会による「禁止命令」の対象になりうるものである。

また、内閣府が運営する「DV相談＋（プラス）」や地方自治体が運営するセンターでは、非同棲交際相手からの暴力の被害に関する相談も受け付けており、非同棲交際相手からの暴力の被害相談がなされた場合、被害者に寄り添い、必要に応じて、面談、警察や病院等への同行支援等を行うこととなる。

さらに、予防啓発のため、①文部科学省と内閣府が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成し、非同棲交際相手からの暴力を含む性暴力の被害防止に向けた生命の安全教育、②女性に対する暴力の撲滅を目指し、「女性に対する暴力をなくす運動」を中心として、ポスター・パンフレットの作成・配布を通じた積極的な広報啓発、③若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ指導的立場にある者に対し、若年層の性暴力予防教育等のためのオンライン研修を実施している。

加えて、非同棲交際相手からの暴力が配偶者等からの暴力と同様に被害者に甚大な悪影響を及ぼすものであることに鑑み、（調整中：関係省庁との連携体制について検討結果を踏まえ、記述。）。

1 第4 おわりに

2 （調整中：報告書の全体の記述を受けて記述。）

3

1 参考資料 1 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ

2 構成員名簿

3

4 座 長 小西 聖子 武蔵野大学副学長・人間科学部教授

5 構成員 戒能 民江 お茶の水女子大学名誉教授

6 可児 康則 弁護士・名古屋第一法律事務所

7 柑本 美和 東海大学法学部教授

8 小島 妙子 弁護士・小島妙子法律事務所

9 後藤 弘子 千葉大学大学院社会科学研究院教授

10 手嶋 昭子 京都女子大学法学部教授

11 橋爪 隆 東京大学大学院法学政治学研究科教授

12 深見 敏正 元東京高等裁判所判事

13

1 参考資料 2 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ

2 開催状況

3
4 第1回 令和3年8月24日（火）

5 ○ 自由討議

6 第2回 令和3年9月14日（火）

7 ○ 関係省庁ヒアリング

8 第3回 令和3年9月29日（水）

9 ○ 構成員からの発表

10 第4回 令和3年10月22日（金）

11 ○ 関係者ヒアリング

12 第5回 令和3年10月29日（金）

13 ○ 関係者ヒアリング

14 第6回 令和3年11月5日（金）

15 ○ 関係者ヒアリング

16 ○ 論点と対応案について

17 第7回 令和3年11月12日（金）

18 ○ 関係者ヒアリング

19 ○ 論点と対応案について

20 第8回 令和3年11月26日（金）

21 ○ 報告書素案（中間報告）について